

### 資料3 危害や迷惑問題等への対応状況

#### (1) 対応措置の種類

対応措置の種類		概要
規制措置	<p>法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護管理法</li> </ul> <p>条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険動物の飼養規制関係条例</li> <li>・ふん尿被害の防止関係条例</li> <li>・犬の放し飼い規制条例</li> <li>・多頭飼育の規制関係条例</li> </ul> <p>ガイドライン等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭動物等の飼養保管基準</li> <li>・展示動物等の飼養保管基準</li> <li>・実験動物の飼養保管基準</li> <li>・産業動物の飼養保管基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の動物の飼養保管による生活環境の悪化を防止するための、都道府県知事による勧告措置 危険動物の飼養規制は条例対応として整理</li> <li>・動物による人への危害を防止するための飼養規制</li> <li>・動物によるふん尿被害を防止するための規制</li> <li>・犬の放し飼いによる危険等を防止するための規制</li> <li>・多頭飼育による周辺環境被害等を防止するための規制</li> <li>・動物による人への危害防止や生活環境の保全による措置の規定 危害防止：施設の構造、逸走対策、緊急時対策等 生活環境の保全：衛生管理、騒音防止等</li> </ul>
施設	<p>共生住宅（防音犬小屋等）</p> <p>ドッグラン</p> <p>忌避設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣に迷惑をかけない構造・機能の施設の導入</li> <li>・公園等における犬の専用運動施設の整備・利用</li> <li>・動物の侵入等を防止するための設備の整備、動物がいやがる臭いを発する薬剤の散布等</li> </ul>
マナー	<p>室内飼養</p> <p>ふん尿の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねこの室内飼養、住宅密集地・夜間等における犬の室内飼養等</li> <li>・散歩中における排便等の持ち帰り、散歩前の排尿排便の習慣づけ等</li> </ul>
社会的合意	<p>地域ねこ活動</p> <p>マンション共同飼養協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生存機会の付与及び人への迷惑防止を目的としたノラねこの共同飼養活動</li> <li>・快適な居住環境の維持、居住者間のトラブル防止を図るために、飼育者が遵守すべきマナーやルール等を規則などとして規定</li> </ul>
調停等	<p>公害審査会による調停等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の鳴き声等の公害問題で困っている場合に、公正・中立な第三者機関である公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が被害者と加害者との間に入り、あっせん、調停、仲裁、裁定という手続で紛争を解決する制度。</li> </ul>

## (2) 各種対応措置の概要

法律：動物愛護管理法に基づく生活環境被害の防止に関する勧告措置

動物愛護管理法においては、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる場合は、都道府県知事は勧告又は命令をすることができることとされている。

この規定は、一般の飼い主や動物取扱業者による多数の動物の不適正な飼養等に起因して生じている悪臭等によって、周辺的生活環境を損なうような事態に立ち至っているような場合には、行政が有効適切に対応しえるようにする必要があることから設けられたものである（改正動物愛護管理法、動物愛護管理法令研究会、青林書院、H13）。

### (周辺的生活環境の保全に係る措置)

第15条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

この場合の「事態」の具体的内容は環境省令（規則第11条）において、次のように定められている。

次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態。

- ・動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生している動物の鳴き声その他の音
- ・動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ、動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生している臭気
- ・動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- ・動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ又ははえ、のみその他の害虫

## 勧告の実績

改正動物愛護管理法が施行された平成12年12月からの勧告実績は、2件となっている（山梨県及び鳥取県）。各勧告事例の概要は、次のとおりである。

### 事例1

被勧告者

一般市民

飼養場所及び飼養頭数

自宅など5箇所において、合計386頭の犬を飼育。

周辺環境を損ねている内容

- ・ 頻繁に発生している犬の鳴き声
- ・ 飼料の残さ、犬のふん尿の不適切な処理又は放置により発生している臭気
- ・ 敷地外に飛散する犬の毛
- ・ 発生する多数のねずみ又ははえ、のみその他の害虫

勧告内容

- ・ 今後、上記の事態が発生しないような恒久的飼養施設の設置
- ・ 周辺環境が損なわれている事態の発生原因の除去  
(食べ残しの餌やふんの適正処理、犬やねずみの死体を放置しないこと等)

### 事例2

被勧告者

動物取扱業者（業種：販売）

飼養場所及び飼養頭数

自宅において、約50数頭の犬を飼育。

周辺環境を損ねている内容

- ・ 頻繁に発生している犬の鳴き声
- ・ 飼料の残さ、犬のふん尿の不適切な処理又は放置により発生している臭気 等

勧告内容

- ・ 飼育ケージには犬の動作を困難とするほどの多頭数を入れないこと
- ・ 餌が衛生的に取り扱えるよう、保管設備及び保管場所を確保すること
- ・ 頻繁に発生する犬の鳴き声に対しては、近隣住民に迷惑のかからないよう、防音対策を施すこと
- ・ ふん尿等は臭い等が発生しないよう適切に処理すること 等

( 参考 ) 「多頭」の判断基準について

「多頭」に当たるか否かについては、個々の事例に即して個別に判断されている。なお、一部の地方公共団体では、「化製場等に関する法律」に基づく条例によって動物による人への迷惑防止等の観点から定められている飼養数を目安として参照しているところもある(人口密集地や観光地などにおいて動物を飼養しようとする場合に、動物が一定数を超えたときは、その施設の設置について許可を受けなければならないとされているもの)。なお、危害や迷惑問題は、動物の数が多くなればなるほどその発生の蓋然性は高まるが、動物の数の如何にかかわらず発生する問題も少なくない。

「化製場等に関する法律(抜粋)」

第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

「化製場等に関する法律施行条例(抜粋)」

第 条 法第9条第1項の規定により、許可を必要とする動物の数を次のように定める。

牛	1頭
馬	1頭
豚	1頭
めん羊	4頭
やぎ	4頭
犬	10頭
鶏(30日未満のひなを除く)	100羽
あひる(30日未満のひなを除く)	50羽

## 条例

### 1) 危険動物の飼養規制関係条例

動物愛護管理法第16条により、地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者等が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定めることができることとされている。

条例の制定状況であるが、4県を除く44都道府県において飼養許可規制措置を規定した動物愛護管理条例又は危険動物の飼養保管条例が制定されている。

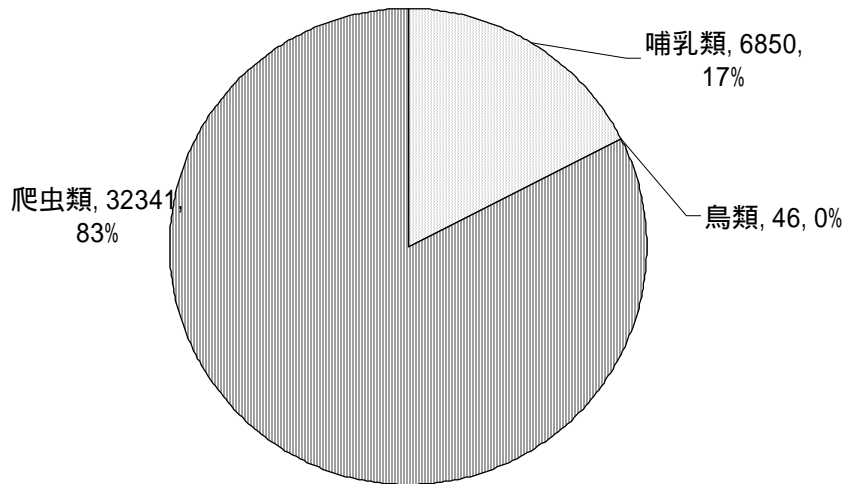
危険動物の種については政令で定められている。選定に当たっては、飼養下又は逸走時における事故発生のおそれと、その事故の重大性に照らした飼養制限の必要性が勘案されており、具体的な判断事項等は次のとおりであると整理されている。

なお、各地方公共団体の事情に応じて、政令で指定された動物の一部を条例で指定しないこと又は政令で指定された動物以外の動物を条例で指定することが、必要に応じてできることとされている。

(出典：「動物の愛護及び管理に関する法律」第16条の規定に基づく人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の選定について(平成12年9月1日総理府動物保護審議会人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物選定専門委員会))

判断事項(評価軸)	尺度基準
A:毒性(動物の持つ毒素による危険性)	致死に至る等の重大な事故につながるおそれがあるもの。
B:爪牙等による殺傷力	過去の事故例などを勘案し、総合的な見地から、重大な事故につながるおそれがあるもの。
C:物理的な圧力(重さと運動能力による抵抗排除力)	
D:攻撃性向	
選定対象からの除外動物。 ・スズメバチなど、通常の飼養対象になり得ないもの ・サメなど、水の中でしか生息できないもの。 ・犬やねこなど、家畜として飼いならされてきたもの 感染症は感染症予防法等により担保され得ることから、判断事項から除外されている。 家畜被害はBに、器物損壊等の財産への害はCの判断事項に含まれている。	

## 危険動物の飼養許可数



出典：環境省資料（平成14年3月現在）

### 危険動物（政令指定種）の一覧

科名	種名
1 哺乳綱	
(1) 霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル 属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモン キー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドウク モンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全 種 リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
(2) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コ ヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカア カオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属 全種 ドール属全種 リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャン グルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジ アゴールデンキャット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種

科名	種名
(3) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(4) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(5) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
2 鳥綱	
(1) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(2) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
3 爬虫綱	
(1) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
(2) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おととかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(3) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

地方公共団体による危険動物(特定動物)の加除(動物の愛護及び管理に関する法律施行令別表との比較)

	追 加	除 去
北海道	アライグマ プレーリードッグ フェレット	
宮城県		さい科、かば科、きりん科キリン属、うし科、くさりへび科マムシ
秋田県	イノシシ科(コビトイノシシ及び豚を除く全種)	くさりへび科ニホンマムシ
福島県		うし科、かみつきがめ科、なみへび科、くさりへび科マムシ
茨城県		くま科、ぞう科、わに目
埼玉県	スナドリネコ	ピグミーチンパンジー、イヌ属、タテガミオオカミ属、ドール属、リカオン属、カナダオオヤマネコ、さい科、かば科、きりん科、うし科、ひくいどり科、コンドル科、たか科、かみつきがめ科、おおとかがけ科、アフリカツルヘビ属、タチメニス属
東京都	イヌ属のうちディンゴ ネコ属のうちボルネオヤマネコ、ベンガルヤマネコ、パンパスヤマネコ、コドコド、アンデスヤマネコ、マヌルネコ、マーブルキャット、スナドリネコ、マーゲイ及びジャガランディ なみへび科の有毒へび全種 モールバイパー科全種	
愛知県	いぬ科(政令指定4属10種以外イエイヌ、タヌキ及びアカギツネ(ホンドキツネに限る。)を除く。)ねこ科(政令指定5属17種以外イエネコを除く。) ジャコウネコ科 マングース科	ニホンヤマカガシ ニホンマムシ
滋賀県	ネコ属のうちベンガルヤマネコ、スナドリネコ、マーブルキャット及びジャガランディ ボア科(政令指定6種以外) ニシキへび科(政令指定4種以外)	
兵庫県	ネコ属のうちジャガランディ、スナドリネコ及びベンガルヤマネコ アフリカジャコウネコ おおとかがけ科(政令指定2種以外) ボア科(政令指定6種以外)	
和歌山県	おながざる科(政令指定13属76種以外) イヌ属(政令指定7種以外イエイヌ除く。) ネコ属のうちベンガルヤマネコ、スナドリネコ及びジャガランディ おおとかがけ科(政令指定2種以外) ボア科(政令指定6種以外)	ヤマカガシ マムシ
広島県	おまきざる科(政令指定4属13種以外) おながざる科(政令指定13属76種以外) いぬ科(政令指定4属10種以外イエイヌ、タヌキ及びキツネを除く。)ねこ科(政令指定5属17種以外イエネコを除く。) おおとかがけ科(政令指定2種以外) ボア科(政令指定6種以外)	さい科 かば科 きりん科 うし科 ひくいどり科 コンドル科 たか科 かみつきがめ科 なみへび科



	追 加	除 去
山口県	イヌ属のうちオオカミ及びジャッカル ウマグマ クロヒョウ スナドリネコ マーゲイ マヌルネコ ベンガルヤマネコ イリオモテヤマネコ ジャガランディ ジャコウネコ科 ヒイロニシキヘビ ボールニシキヘビ スナボア エメラルドトリーボア レインボーボア	おまきざる科 マカク属全種 マンガベイ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種 てながざる科 ピグミーチンパンジー イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、タイリクオオカミ、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ジャイアントパンダ アードウルフ かば科 きりん科 うし科 ひくいどり科 コンドル科 たか科 かみつきがめ科 どくとかげ科 おおとかげ科 なみへび科
徳島県		ニホンザル マムシ
愛媛県		ニホンヤマカガシ ニホンマムシ
名古屋市	おまきざる科全種（政令指定4属13種以外） おながざる科全種（政令指定13属76種以外） いぬ科全種（政令指定4属10種以外イエヌ、タヌキ及びアカギツネ（ホンドギツネに限る。）を除く。） ねこ科全種（政令指定5属17種以外イエネコを除く。） ジャコウネコ科全種 マングース科全種 おおとかげ科全種（政令指定2種以外） ボア科全種（政令指定6種以外）	ニホンヤマカガシ ニホンマムシ
豊橋市	おまきざる科全種（政令指定4属13種以外） おながざる科全種（政令指定13属76種以外） いぬ科全種（政令指定4属10種以外イエヌ、タヌキ及びアカギツネ（ホンドギツネに限る。）を除く。） ねこ科全種（政令指定5属17種以外イエネコを除く。） ジャコウネコ科、マングース科 おおとかげ科全種（政令指定2種以外） ボア科全種（政令指定6種以外）	チンパンジー属全種 ゴリラ属全種 ニホンヤマカガシ、ニホンマムシ

## 2) ふん尿被害の防止関係条例

犬やねこのふん尿による被害を防止するために、飼い犬・ねこ等のふんの放置禁止・適正な処理等を内容とする条例を定めている地方公共団体は、47都道府県に渡っている。また、特に飼い犬等のふん害の防止等を目的とした規制措置を規定している条例を定めている地方公共団体が存在する都道府県は16道府県となっている。

「今市市飼い犬のふん害等の防止に関する条例（平成15年4月1日施行）」抜粋

（飼い主の遵守事項）

第7条 飼い主は、飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）飼い犬のふんを処理するための必要な用具を携行すること。

（2）飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。

（3）飼い犬の尿により公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼすことのないよう適正な処理をすること。

（指導及び勧告）

第8条 市長は、飼い主が前条各号の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し必要な指導を行い、これに従わないときは、必要な勧告を行うことができる。

（命令）

第9条 市長は、第7条第1号又は第2号に違反している場合において、前条の規定により勧告を受けた飼い主が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該飼い主に対して期限を定めて前条の勧告に従うよう命令することができる。

（罰則）

第11条 第9条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

## 3) 犬の放し飼い規制条例

犬の放し飼いによる人への危害等を防止するために、飼い犬の係留義務を課すこと等を内容とする条例が定められている地方公共団体が存在する都道府県は、35都道府県となっている。

「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」(昭和54年10月27日条例第81号)抜粋

(犬の飼い主の遵守事項)

第九条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合

ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合

ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合

ニ その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、規則で定めるとき。

二 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

三 犬に適切なしつけを施すこと。

四 犬を飼養している旨の標識を、施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

(平一二条例四六・平一四条例七九・一部改正)

#### 4) 多頭飼育の規制関係条例

##### 山梨県（多頭飼育者の届出規制）

多頭飼養者による周辺環境への悪影響を及ぼすような事態が見られたこと等から、このような事態の発生防止を図るために、犬又はねこの多頭飼育を規制する条例を制定しているもの。

条例では、十頭以上の犬又はねこの飼養者は、都道府県知事に届出（H16年1月末現在34件）を行うとともに、増加を抑制するために繁殖を制限しなければならないこととされている。また、届出をしなかった場合は、5万円以下の過料が課せられることとなる。

第十二条 犬又はねこの飼い主（法第九条第一項の動物取扱業者（以下「動物取扱業者」という）その他規則で定める者を除く）で、その飼養施設の所在地のいずれかにおいて、その飼養する犬（生後九十一日未満のものを除く。次条第一項第三号において同じ）の数若しくはねこ（生後九十一日未満のものを除く。次条第一項第三号。において同じ）の数又はこれらの数を合算した数（以下この章において「飼養数」という）が十に達したもの（以下この章において「多頭飼養者」という）は、第七条から第十条までに規定する事項を遵守するほか、適正に飼養することができる環境における終生飼養又は適正に飼養することができる者に対する譲渡が可能と見込まれる場合を除き、飼養する犬及びねこの数の増加を抑制するため繁殖を制限しなければならない。

##### （多頭飼養の届出）

第十三条 多頭飼養者は、飼養数が十に達した日から三十日以内に、その飼養数が十に達した飼養施設の所在地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 犬及びねこの数

四 飼養の方法

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の配置図を添付しなければならない。

##### 鳥取県（指定地域における多頭飼育の禁止）

県内において、一部の動物取扱業者や飼い主の不適切な犬、ねこの多頭飼育によって、その周辺の住民から苦情が寄せられていたことから、周辺の住民の生活環境や飼われている犬、ねこの健康と安全をまもるため、犬又はねこの多頭飼育を規制する条

例を制定しているもの。

飼育する犬の数若しくはねこの数又はこれらを合わせた数(生後91日未満の犬及びねこの数を除く)が10以上の多頭飼育は、知事が指定する地域においては禁止されることとなる。

#### 鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例

##### ( 目的 )

第 1 条 この条例は、多数の犬又は猫を飼育する行為について必要な規制を行い、もって県民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする。

##### ( 定義 )

第 2 条 この条例において「多頭飼育」とは、犬又は猫を飼育する行為のうち、飼育する犬の数若しくは猫の数又はこれらの数を合算した数(生後91日未満の犬及び猫の数を除く。)が10以上であるものをいう。

##### ( 規制地域の指定 )

第 3 条 知事は、住民の生活環境を保全するため多頭飼育を禁止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、規制地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により規制地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 市町村長は、知事に対し、第1項の規定による規制地域の指定について申し出ることができる。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定された規制地域の変更又は廃止について準用する。

##### ( 多頭飼育の禁止 )

第 4 条 何人も、前条第1項の規定により指定された規制地域内においては、多頭飼育を行ってはならない。

##### ( 経過措置 )

第 5 条 一の地域が第3条第1項の規定により規制地域に指定された際現にその規制地域内において多頭飼育を行っている者については、当該指定の日から60日間は、前条の規定を適用しない。

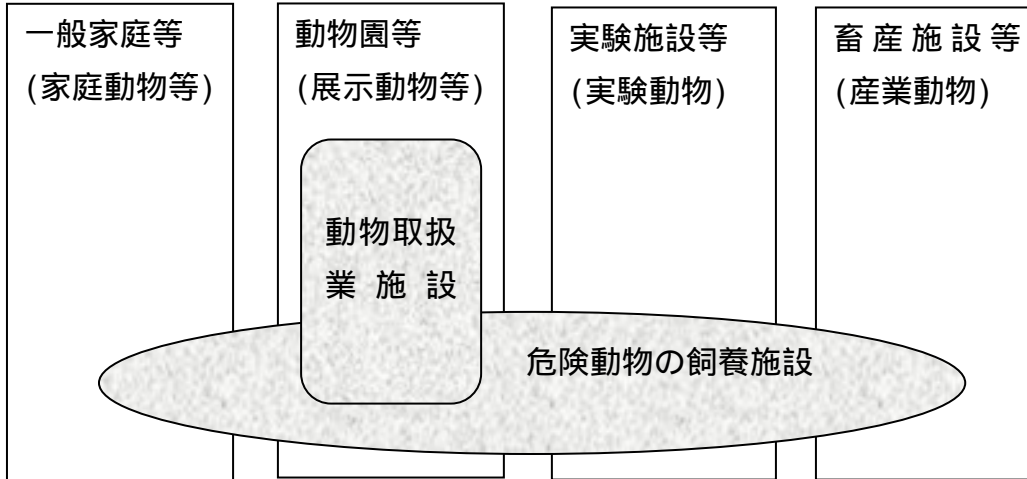
##### ( 罰則 )

第 6 条 第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

( 参考 )

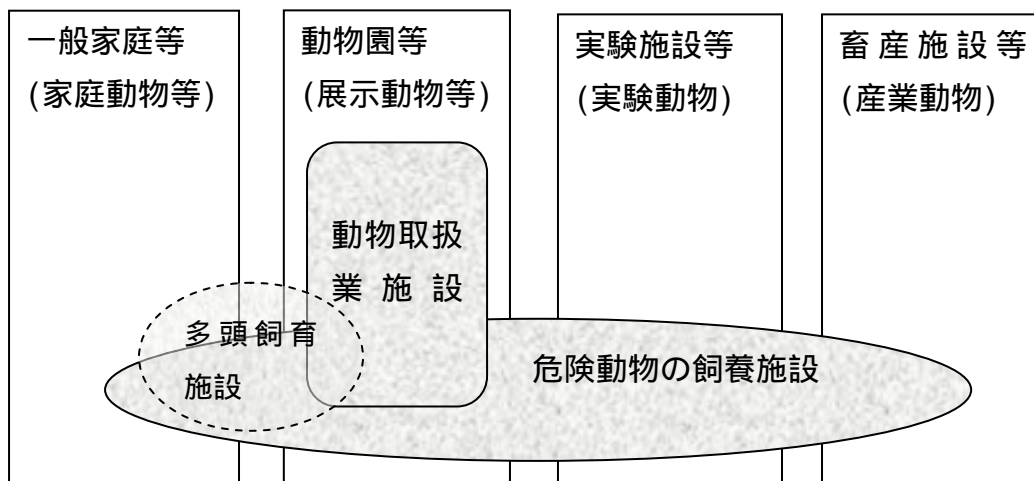
## 動物愛護管理法における立入り調査及び勧告等

### 立入り調査規定の適用される施設



- ・動物取扱業（販売、保管、貸出、訓練、展示）の施設等（法第 13 条）
- ・危険動物の飼養保管施設等（法第 16 条）

### 勧告規定等の適用される施設



- ・動物取扱業者（販売、保管、貸出、訓練、展示）に対する基準の遵守（法第 12 条）
- ・多数の動物の飼養保管者に対する生活環境被害の防止措置（法第 15 条）
- ・危険動物の飼養保管者に対する危険等の防止措置（法第 16 条）

## 5条基準と11条基準との相違

	法第5条に基づく基準 (動物飼養の一般的ガイドライン)	法第11条に基づく取扱業の基準 (動物取扱業者が遵守すべき基準)
性格	努力規定としてのガイドライン	遵守すべき準則
適用対象者	動物の飼養・保管者のすべて	動物取扱業者
拘束力	なし	あり
策定の観点	動物の健康及び安全の保持 動物による人の生命・身体・財産への危害の防止 動物の飼養等による人への迷惑の防止	動物の健康及び安全の保持
内容	動物の飼養及び保管に関すること ・健康及び安全の保持 (飼養施設の構造、動物の管理方法等) ・生活環境の保全 ・動物の輸送 ・危害防止 ・その他	飼養施設の構造、動物の管理の方法

## ガイドライン等：家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物の飼養保管基準

動物愛護管理法に基づき、動物の飼養保管に関する、よるべき基準が国によって策定されている。現在、飼養保管基準は、動物の種類に応じて、以下の4種類の基準が策定されている。

- 展示動物の飼養及び保管に関する基準（昭和51年）
- 実験動物の飼養及び保管に関する基準（昭和55年）
- 産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年）
- 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年）  
（旧「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準（昭和50年）」の改定版）

これらの基準における「動物による人への危害や迷惑問題等」に関係した部分は、次のとおりである。

### 1) 展示動物の飼養及び保管に関する基準

#### 第4 危害防止

##### 1 施設の構造等

管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物を飼養展示する場合には、施設の構造等について下記事項に留意し、人身事故の防止に努めること。

- (1) 施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 施設は、飼養者が飼養展示に当たって、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 観覧場は、施設と十分の間隔を設け、観覧者が観覧上の注意事項を遵守する場合には、動物が観覧者に触れることができないようにするとともに、観覧場と施設との仕切りは、幼児が容易に越えられないようにすること。
- (4) 自動車等を施設に入れて動物を観覧させる場合は、観覧者に対して、自動車等の扉及び窓を常時閉めておくように指導するとともに、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

##### 2 脱出時対策

- (1) 管理者は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置について予め対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。
- (2) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めること。



### 3 緊急時対策

管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに展示動物を保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。

### 4 有毒動物の飼養展示

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、飼養者に救急処置法を熟知させ、人身事故の防止に努めること。

## 第6 生活環境の保全

管理者又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めること。

## 2) 実験動物の飼養及び保管に関する基準

### 第6 危害防止

- 1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。
- 2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。
  - (1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。
  - (2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。
  - (3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること
- 3 管理者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うこと。
- 4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。
- 5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。
- 6 管理者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。

### 第7 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによっ

て、生活環境の保全に努めること。

### 3) 産業動物の飼養及び保管に関する基準

#### 第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

#### 第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

### 4) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

#### 3 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

#### 9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施錠の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

## 10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

( 参考 )

基準名	対象動物
家庭動物の飼養保管基準	家庭等で飼養されている愛玩動物等
展示動物の飼養保管基準	動物園動物、ペットショップや繁殖施設における販売動物、撮影施設等における貸出動物等
実験動物の飼養保管基準	研究施設等において飼養されている実験動物
産業動物の飼養保管基準	畜産等の産業に利用される動物

施設：共生住宅

### 防音犬小屋



### 屋内飼養をサポートする設備類



サークル



キャットタワー



ねこ専用の出入り口



ねこの室内用トイレ

## 施設：ドッグラン

ドッグランとは、犬専用の遊び場（運動場）のことである。その目的は、広い空間の中で、犬を自由に（リードなしで）遊ばせたり、運動させたりすることによって、犬の運動不足による肉体的・精神的なストレスを解消することなどである。

現在、全国各地に少なくとも百数十施設のドッグランが整備されている。その規模や形態は様々で、公園に附帯したもの～観光地の宿泊施設や遊園地に附帯したもの、民間・非営利組織・行政機関により整備・運営されているもの、無料のもの～有料のものまでである。

ほとんどのドッグランでは、犬同士又は飼い主の間でのトラブルを防止するために、利用規則が定められている。

### 武蔵丘陵国営公園（国土交通省）のドッグランの利用規則

#### （利用上の遵守事項）

- ・ 予防接種（狂犬病・各種ワクチン）を1年以内に受けていること。
- ・ ドッグラン内でのトラブル（事故・及び犬に対する負傷・死亡・盗難・噛み付き）は、飼い主同士の責任とする。
- ・ 発情期のメス犬は使用できない。
- ・ ドッグラン内に食べ物・ベビーカー・おもちゃ類の持ち込みはできない。
- ・ 小人（中学生以下）の利用は保護者が必ず同伴すること。
- ・ 犬以外のペットの入場はできない。
- ・ 係員の指示に従うこと（従わない場合には退場）。

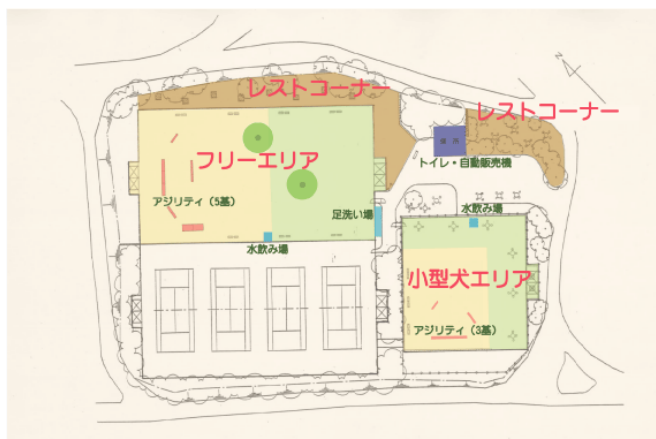
#### （安全上の遵守事項）

- ・ 常に飼い主の命令（呼んだら戻る）がきける犬以外はリードを放さないこと。
- ・ ドッグランに入場後10分くらいは、リードを放さず歩行させ、他の犬に慣らすようにして、興奮やショックを和らげること（家庭での日常と違い愛犬も思いがけない行動をとることがあるので、十分な注意が必要）。
- ・ 飼い主が一人の場合は2頭以上のリードを放さないこと（一人一頭まで）。
- ・ ドッグラン内での餌やりや人の飲食はトラブルの原因になるのでレストスペース（休憩所）でとること。
- ・ 飼い主は常に自分の愛犬から目を放さないように注意し、他の犬や飼い主の迷惑にならないようにすること。

- ・ドッグラン内でトラブルが発生した場合には、場内のすべての飼い主は速やかに愛犬にリードをつけること。ただし、犬同士のケンカの場合は決して手を出さず、板を使うか水をかける等して、犬の気をそらしてから、リードをつけること。なお、トラブルの当事者は犬と一緒にドッグランから一旦退場してもらうことになる。
- ・アジリティーに、人は乗らないこと。
- ・マーキングはさせないこと。フンの始末は飼い主が行い、オシッコをした場合はバケツを使用して水をかける等の処置をすること。

( 子供連れの利用者への注意事項 )

- ・子供が走り回ったり、甲高い声や悲鳴をあげると犬を刺激するので危険。
- ・全ての犬が子供好きとは限らない。子供の安全に十分注意すること。



施設名	広さ	利用できる種類	舗装	設備
フリーエリア	2,500m <sup>2</sup>	大型犬・小型犬	芝生・土	水飲み場、休憩ベンチ、アジリティー
小型犬エリア	1,400m <sup>2</sup>	小型犬のみ	芝生・土	水飲み場、休憩ベンチ、アジリティー
レストコーナー他	2,000m <sup>2</sup>	大型犬・小型犬	ウッドチップ	水飲み場、休憩ベンチ・テーブル、ドッグトイレ、木陰
総面積	5,900m <sup>2</sup>			

出典：国土交通省国営武蔵丘陵森林公園管理所 HP

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sinrin/dogrun.htm>



施設：忌避設備

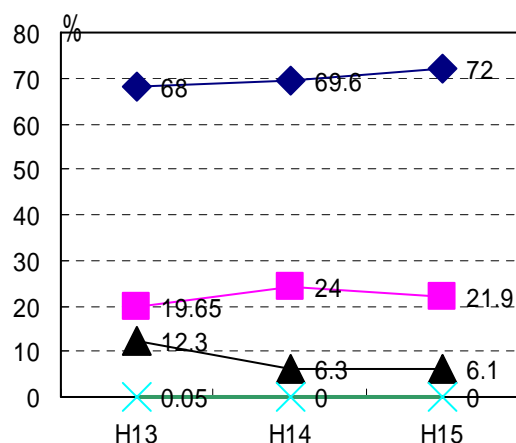
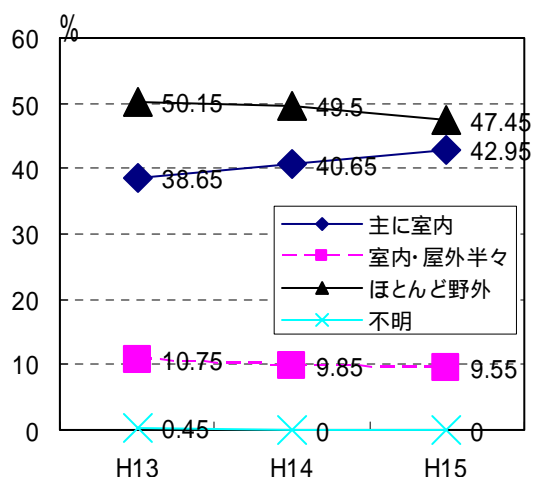
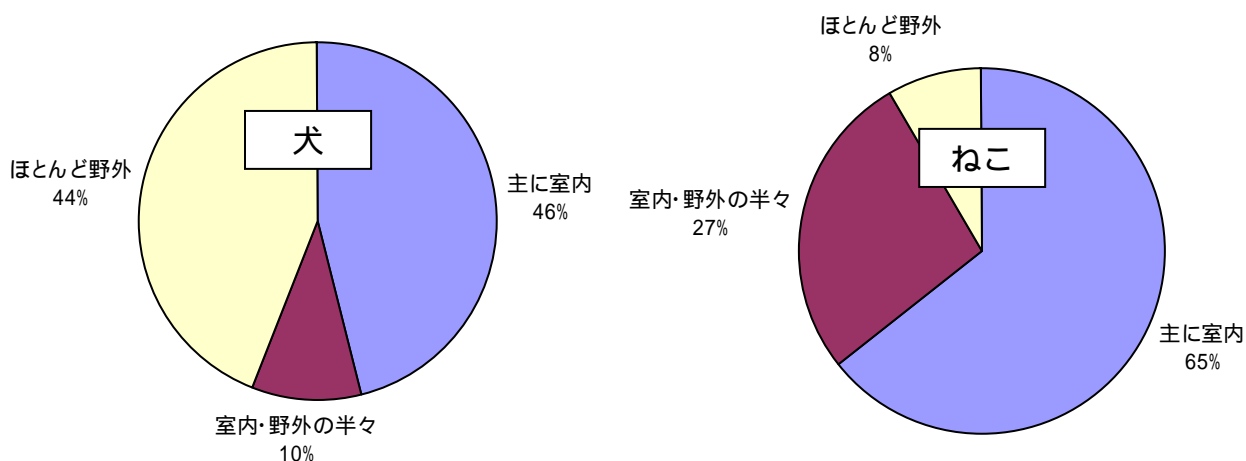
「視線が合うと進路をそらす」というねこの習性を活かし、侵入を防ぐもの(すべてのねこに効果があるわけではない)。



## マナー：屋内飼養

鳴き声や糞尿による近所迷惑、安心して生活できる安全な生活場所の提供などといった観点から、犬やねこを室内を基本として飼う人が増えてきている。平成 14 年 5 月に策定された「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」においても、ねこについては屋内飼養に努めることが推奨されている。

### 犬ねこの室内飼いの割合



出典：犬ねこ飼育率全国調査、ペットフード工業会

### 室内飼いのメリット

- ・交通事故等の事故にあわない
- ・他の動物との喧嘩等をすることがない
- ・他の動物との接触による病気や寄生虫の伝染を防止できる
- ・望まない妊娠（避妊・去勢をしていない場合）を防止できる
- ・いじめられたり、誘拐されたりする危険性がない
- ・拾い食いによる事故等を防止できる
- ・その他



## マナー：ふん尿の適正処理

### 散歩の前の排尿



### ふんの持ち帰り



社会的合意：地域ねこ活動（動物の愛護管理に配慮した「動物による迷惑問題」への対応事例）

いわゆるノラねこ（特定の飼主がなく、公園や市街地等に住みつき、人から餌をもらったり、ごみをあさるなどして生活しているねこ）を適切に飼養・管理するために、地域の人々の合意と協力のもとで共同飼養する活動のことである。共同飼養の主体となるのは、地域のボランティア団体等であることが多い。このボランティア団体等が実際に行う事業としては、これ以上増えないように不妊去勢手術を行うこと、餌を与えること、ふんの掃除を適正に行うこと等が中心となる。ノラねこであってもできるだけ生存の機会を与えること、ノラねこによる人への迷惑を防止すること等が考え方の基本となっている。横浜市磯子区の例が著名である。

現在、この地域ねこ活動は、動物の愛護管理にも配慮したノラねこ対策の一手段として一定の評価を得ている。しかし、面倒を見てくれるという認識が広がると安易にねこを捨てる人が増えるのではないかと、ねこのふん尿によって汚染された公園の砂場などで動物由来感染症が発生した場合の責任は誰がとるのか、費用面・労力面における相当程度の負担を負い続けることができるのか、などといった課題も存在する。

#### 磯子区における「地域ねこ活動」の概要

##### 1 経緯

- ・ノラねこの増加により、餌やり行為等に係る意見の相違による地域住民同士のトラブルが発生。
- ・シンポジウムの開催等により、関係者が一同に会して議論を重ねる。
- ・話し合いを重ねるうちに、誰もが平和的解決を望んでいることが分かり、ねこの共存方法を模索することで意見が一致。
- ・生存の機会の付与及び人に対する迷惑の防止を図る観点から、磯子区が「猫の飼育ガイドライン」を作成（平成 11 年）。
- ・当該ガイドラインに従って、区民等により構成されたボランティア団体（複数）が、区内各地で地域ねこ活動を実施。

##### 2 飼養・管理のガイドライン

（飼育管理関係）

できるだけグループで活動し責任の所在を明らかにする。

餌は決められた場所・時間に食べきれだけの量を与え、清掃を実施し、常に清潔を心掛ける。

餌や水は健康維持を考えて充分配慮する。

エサ場周辺には猫用のトイレまたはそれに準ずる物を置いて、必ず始末する。

猫用トイレ以外の場所の糞もエサを与えた結果として片づけるように心掛ける。

じゅうたんを裏返しにした物やツメとぎ板になるものを用意するよう心掛ける。

#### (健康管理関係)

必ず不妊去勢手術を実施し、首輪等の目印を付けて終生世話をする。

手術に必要なことについては、保健所等に問い合わせる助言を求める。

猫が病気や負傷をしている場合は、獣医師などと相談する。

健康保持のために必要なことを行う。

### 3 飼養・管理主体及び活動状況

- ・区民等からなる約25のグループが、合計で約350頭のねこを管理。
- ・また、これらのグループが集まって、「磯子区猫飼育ガイドライン推進協議会」というボランティア組織を作って、地域ねこの普及活動、不妊去勢に対する援助活動などを実施。餌代や不妊去勢手術費は、会費や寄付金等で充当。

### 4 磯子区(行政)の関わり方

- ・各種問題を事前に回避する観点から、「飼養・管理のガイドライン」を作成して提示。
- ・地域ねこ活動として特定した形での、金銭的支援措置はなし。

出典：

坂田充古・武部正美、地域猫って何ですかに答えて、日本獣医師会雑誌 Vol.57No.1、2004

野村哲郎、地域猫って何ですか、日本獣医師会雑誌 Vol.56No.12、2003

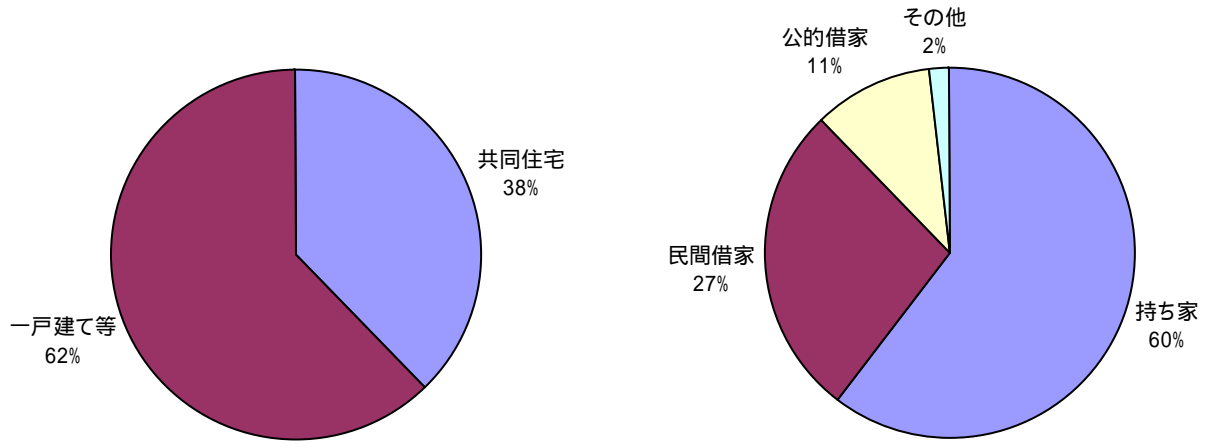
横浜市HP、<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/guide/konna/konnna/tikineko.html>、2004

加藤由子、ノラ猫発！地域社会「復活の日」、別冊宝島 No.466 ペットのおかげ、1999



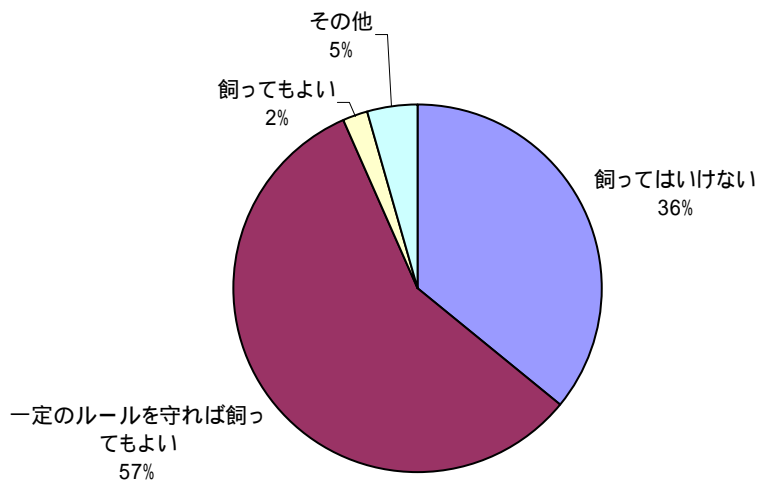
## 社会的合意：マンション共同飼養協定

### 集合住宅比率



出典：住宅土地統計調査（総務省統計局、H15）

### 集合住宅におけるペットの飼育



出典：動物愛護に関する世論調査（内閣府、H15）

## 集合住宅におけるペットの飼育容認に際しての考え方の例

ペット共生住宅検討委員会（都市基盤整備公団）が平成12年12月にとりまとめた「公団住宅におけるペット共生住宅の供給に関する調査」によれば、公団でペット共生住宅を導入する場合の基本的考え方は、次のとおりとされている

### （１）飼育動物の範囲

鳴き声騒音等のトラブル、咬傷事故や感染症などを防止する観点から、種類や頭数等を次のとおり限定。

種類：犬、ねこ、ハムスター、小鳥、魚類等の一般的なペット

大きさ：エレベーターに抱きかかえて乗れる大きさ以下（おおむね10kg以下）

頭数：緊急時における管理の可能性を考慮し、犬ねこの場合はどちらか一頭。犬ねこ以外の小動物の場合は、持ち運び可能な量である籠1ヶに飼育できる頭数以下。

### （２）飼育及び管理方法

飼育マナー：住戸内で飼育し、自由外出やベランダ飼育は禁止、鳴き声や糞尿による近隣への迷惑防止等

健康管理：予防注射等の実施

個体識別：犬ねこについては個体識別措置に努める等（マイクロチップを推奨等）

繁殖制限措置：犬ねこについては不妊・去勢手術の実施に努める等

しつけ：しつけ教室に参加等

### （３）飼育規則

快適な居住環境の維持、迷惑問題や居住者同士のトラブルを防止するため、飼主の遵守事項、飼育規則違反者に対する対応、飼育動物の範囲、ペットクラブ等に関する事項を定めた飼育規則を制定。

### （４）ペットクラブ

ペット飼育者同士のコミュニケーション、飼育マナーの向上、飼育規則違反者に対する注意等を実施するために、ペットクラブを設置し、飼育者の加入を義務化。

### （５）建築設備等

近隣への迷惑防止の観点からの防音サッシの設置、玄関からの飛び出しを防ぐためのフェンスの取り付け、住棟の入り口付近にはペット専用の足洗い場等を設置等。

調停等：公害審査会による調停等

本節の説明文の出典：公害等調整委員会HP

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

## 1) 相隣関係的紛争を解決する手段

相隣関係的紛争について、国、地方公共団体や裁判所の関与によりその解決を図る手段としては、公害苦情相談等の住民相談、民事訴訟、民事調停及び公害紛争処理手続がある。

(1) 住民相談は、市町村の公害苦情相談窓口等の相談窓口において苦情を申し立てるものである。その代表的なものである公害苦情処理制度においては、苦情相談員等が必要な調査を行うとともに関係機関と連絡を取り合っており、当事者に対し改善措置の指導、助言を行うことになる。この制度は、最も簡易かつ国民にとっても利用しやすいものであるが、法律等による規制対象外の事例については、相手方の任意の協力が得られない場合には、紛争の解決が図れないという意味で、解決の実効性には限界がある。

(2) 民事訴訟は、裁判所の公権的法律判断である判決によって、紛争を強制的に解決するものである。判決には様々な効力が認められており、最も強力な紛争解決手段であるが、他面、解決までに時間や費用が掛かり、また、両当事者の利害をきめ細かく調整するという手続構造となっていないため、相隣関係的紛争の処理手続としては適切ではない面もある。

(3) 民事調停は、裁判所においてなされる調停手続であり、原則として簡易裁判所が管轄する。訴訟に比べて、簡易、迅速な手続で、費用も低廉である。また、判決と異なり、当事者の合意により紛争を解決するのであるから、それぞれの利害を調整して柔軟な解決を図ることが可能である上、ひとたび調停が成立すれば、合意内容を記載した調書は、確定判決と同一の効力を持つこととなる。さらに、調停委員には当事者間の感情的対立の調整に慣れた者も多く、建築士等公害防止対策について専門知識を有するものも選任されている。

(4) 公害紛争処理手続は、訴訟に比較して、簡易、迅速、低廉というだけでなく、専門知識を駆使しつつ、解決に当たり当事者間の利害の調整を図れるという利点があり、また、申立て先が裁判所ではなく都道府県であることから、一般的な住民感情としては、民事調停と比べても、その利用につき抵抗感が少ない制度といえる(上

記世論調査結果は、それを示しているともいえる。)。ただし、相隣関係的紛争については、事件の性質や当事者の性格、感情的対立の程度いかんによっては、民事調停手続による方が適切なものもある。

## 2) 公害紛争処理手続

公害問題や環境問題で困っている場合に、公正・中立な第三者機関である公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が被害者と加害者との間に入り、あっせん、調停、仲裁、裁定という手続で、こうした紛争を解決する制度である。

公害紛争処理法では、「公害(典型7公害)に関する民事上の紛争」を扱うこととされている。「公害」は、環境基本法により「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されている。犬の鳴き声等は「騒音」に該当するものとして取扱われている。

申請先は大きく2つに分かれており、重大事件等については公害等調整委員会に対して、その他の案件は都道府県知事を経由して都道府県公害審査会に対して申請する

犬の鳴き声など一般家庭からの騒音被害について、公害紛争処理法が対象としている公害として取り扱うことができるか否かであるが、公害紛争処理法が対象とする公害は、環境基本法第2条第3項に規定する公害で、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」(第2条)と定義されている。

一般家庭から生じた騒音も「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる」被害と考えられるので、被害者の数や被害の地域的広がりを客観的かつ総合的に調査した結果、その被害が「相当程度にわたる」場合は、公害紛争処理法が対象とする公害として取り扱うことが可能である。

なお、「相当範囲にわたる」という要件は、被害者が1人であっても、被害自体が地域的な広がりをもっていれば「相当範囲にわたる」といえるものである。

公害紛争処理制度には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つの手続が設けられている。



あっせん：あっせんとは、あっせん委員が紛争の当事者間に入って、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間の自主的解決を援助、促進するための手続。あっせんの結果、当事者間に合意が成立すると、民法上の和解契約の効力を有することになる。

調停：調停とは、調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互による合意に基づいて紛争の解決を図る手続。あっせんと類似しているが、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、手続をリードしていく点が異なる。当事者間に合意が成立すると、民法上の和解契約としての効力を有することになる。

仲裁：仲裁とは、紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することによって紛争の解決を図る手続。仲裁判断は、当事者間において確定判決と同一の効力を有する。

裁定：裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が所定の手続により、法的判断を下すことによって、紛争の解決を図る手続。裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類がある。

(1) 責任裁定：裁定委員会が損害賠償責任の存否及び賠償すべき損害額を判断することにより、紛争を解決する手続。

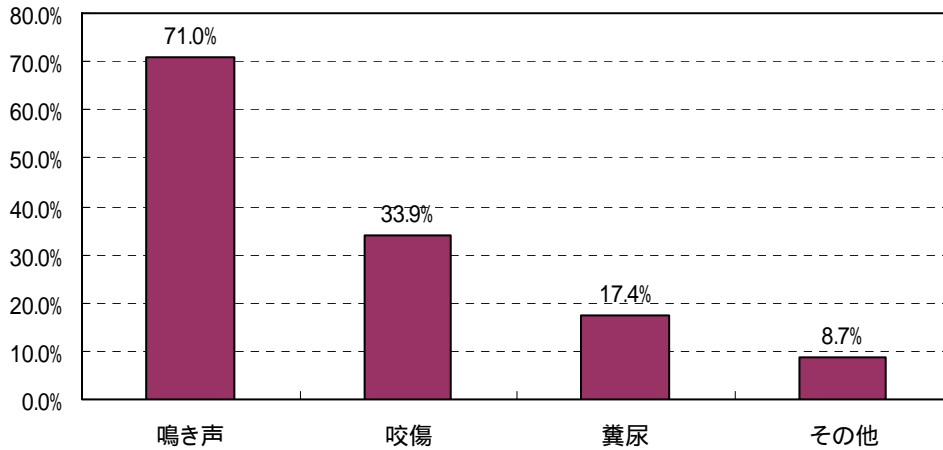
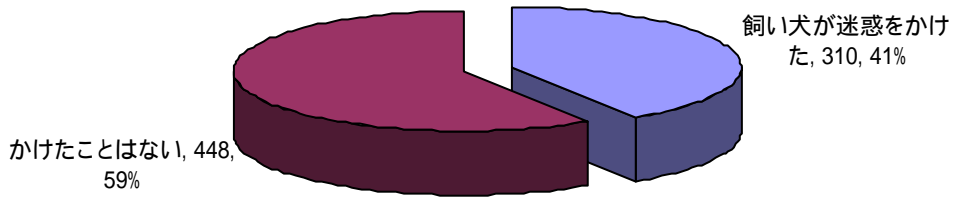
(2) 原因裁定：裁定委員会が加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否について判断する手続。

### 3) 相隣関係的紛争の調整に対する行政への期待

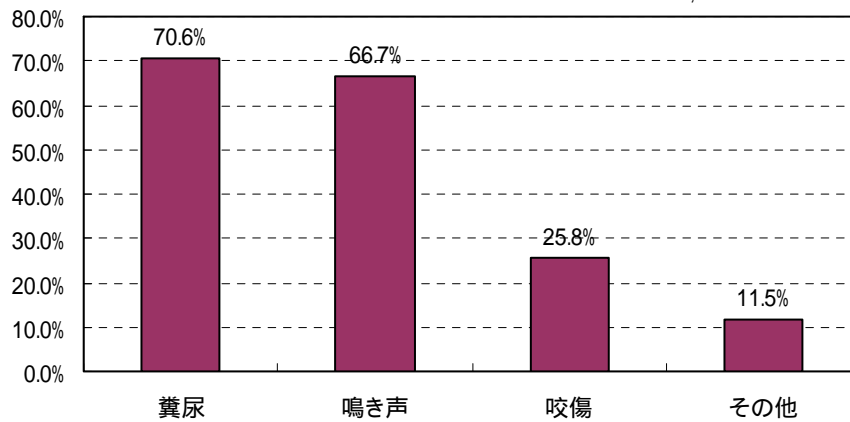
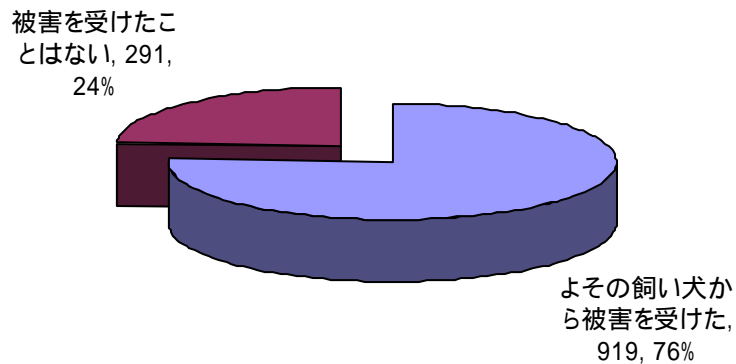
なお、総理府が平成8年6月に実施した「生活環境，生活型公害に関する世論調査」によれば、「ピアノやエアコンなど家庭生活による騒音で個人の間で争いが生じた場合」につき、「当事者から相談があった場合は、行政機関が苦情相談や紛争処理をするのがよい」と答えた者の割合は52.8%で、前回調査（平成2年7月）と比較して5.6ポイント上昇し、過半数を超えている。このように、相隣関係的紛争の調整について、行政に期待する国民が増加していることから、この種の紛争に関する苦情相談や紛争処理の申請が今後とも増加する可能性があるといわれている。



### 飼い犬がかけた迷惑の有無及び内容

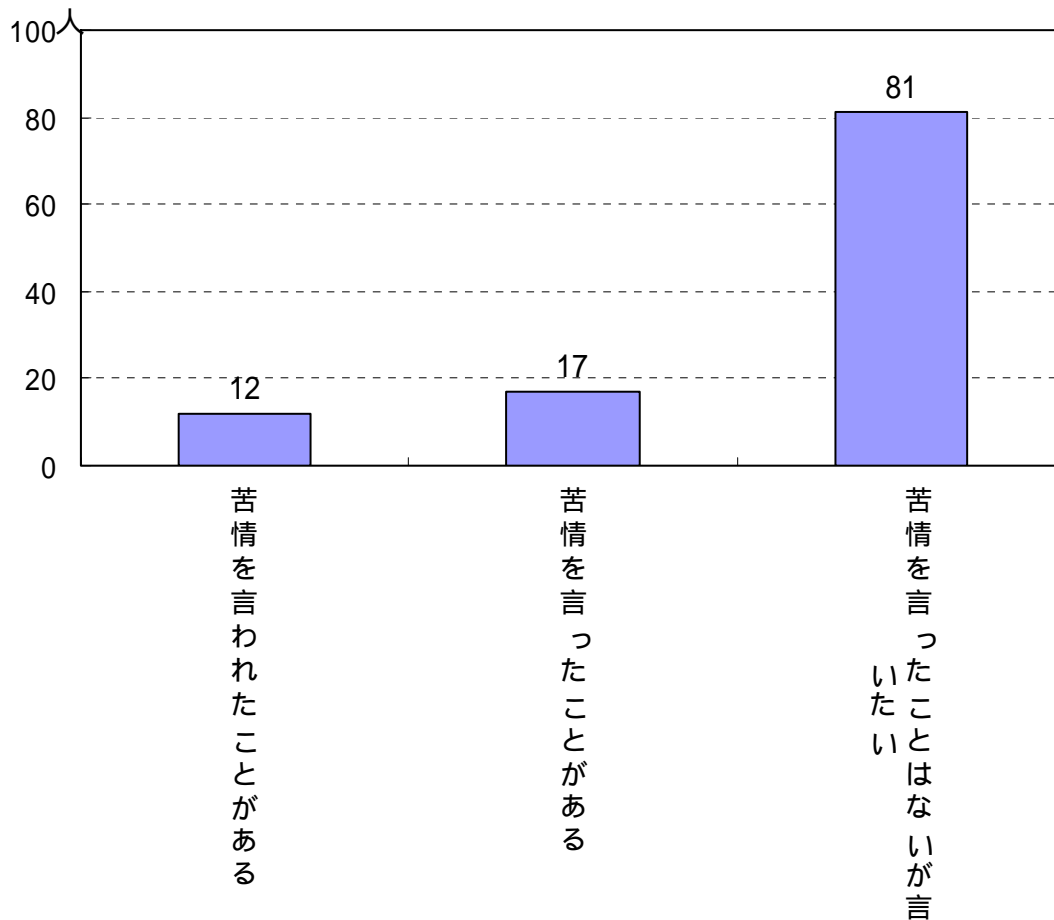


### よその飼い犬からの被害の有無及び内容

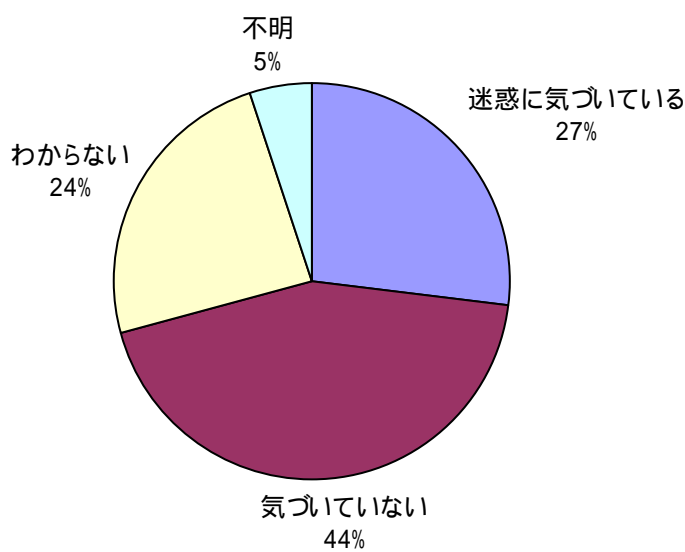


出典：郷古ら、犬の飼育に関する意識調査、H13 全国動物管理関係事業所協議会調査研究発表  
 (被験者は、無作為抽出した岡山市民 1230 人)

近所への苦情経験（犬について）



飼い主は迷惑に気づいているかどうか（苦情を言ったことはないが言いたい人）



出典：住まいとペットに関する調査、旭化成ホームズ(株)、H11  
 (アンケート対象者は1都3県在住の303人)